**令和５年度　事業計画**

１　各種支援活動の推進

（１）電話相談

　　　毎週月～金曜日までの10：00～16：00までの間、長野相談室、中信相談室において支援事業員による電話相談を行う。

（２）面接相談

　　　相談者が躊躇することなく安心して相談できるよう、時間、場所の選定、相談員の指定等に配慮した面接相談に努める。

　　　また、希望する相談者に対しては、オンラインによる面接相談を取り入れていく。

（３）直接的支援

　　　長野県警察本部犯罪被害者支援室はじめ、関係機関と連携を図りながら、警察署、検察庁、裁判所等への付き添い支援、代理傍聴等の活動を積極的に行っていく。

（４）自助グループの支援

　　　令和５年度より、犯罪被害者遺族による「自助グループ」が設立されることから、当センターとして、本来の設立目的に叶うよう、被害者遺族に寄り添った自助グループ支援活動に努めていく。

２　新規支援員の養成・スキルアップのための研修等の実施

1. 養成講座の実施

令和４年度は実施を見送っていた新規支援事業員を養成するための「被害者支援員養成講座」について、令和５年度は対面とオンラインを組み合わせた方法により開催する。

募集人数は、25歳から65歳までの２０名程度とし、一定の基準に達した者の中から認定していく。

　※　年間の実施計画は、別紙「ボランティア養成（入門）講座プログラム（令和５年

　　度・第19期）案」及び「支援事業員養成（初級）研修プログラム（令和５年度・

　　第19期）案」のとおり

1. 現任の支援事業員に対する柔軟な研修会の開催

現任の支援事業員に対しては、支援活動のスキルアップを図るため、何時でも、何処でも研修に参加できるよう、対面とオンラインを併用した研修の開催に努めていく。

※　年間の実施計画は、別紙「令和５年度被害者支援事業員研修（中級研修・継続研

　修）案」のとおり

1. 全国研修（質の向上研修）への参加

　　　全国的規模で開催される

　　　　○　質の向上研修

　　　　○　秋期全国研修

　　等には、本年度も積極的に参加し受講する。

　　　また、犯罪被害者支援に特化した研修ではなくとも、支援活動に深みを増すであろうと認められる各種研修については、積極的に受講できるような態勢を整えていく。

　　　更に、受講者には、受講後に他の支援員に対して伝承教養を行うことを義務付けし、自身の受講効果を高めるとともに、支援員全員のスキルアップを図っていく。

（４）支援活動の実際を通じての若者との交流

　　　前年度に引き続き、清泉女学院大学との業務提携協定に基づき、学生に支援活動の実

　　際について理解を深めてもらう心理実習を受け入れていく。

　　　また、将来において被害者支援の担い手となる若者を育てていくためにも、当センタ

　　ーが実施する広報啓発活動等への参画を促すなど、広く若者たちとの意見交換、交流の

　　場を設けていく。

３　「長野県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」）制定に伴う活動の推進

（１）総合的な支援体制に向けた連携・協力

長野県が行う総合的支援体制の中で、当センターとしてできる支援活動について、県、県警はじめ関係機関の支援内容を確認しながら、被害者に寄り添ったきめ細かな支援活動を行っていく。

また、大規模事案等の発生を念頭に、犯罪被害者への迅速かつ必要な支援ができるよう、日頃から県や県警等との連携・協力関係を構築していく。

（２）市町村の犯罪被害者等支援条例制定の推進活動

　令和４年4月1日に県条例が施行されたものの、市町村における同種条例の制定率は極めて低調であることから、県下77市町村に対し、条例の制定に関する意識調査をアンケート方式により実施し、個別の問題点等を究明した上で、制定に向けた働きかけを県、県警、被害者遺族等と伴に推進していく。

（３）市町村における犯罪被害者等支援推進業務に関する委託業務の実施

　　　犯罪被害者支援に従事する市町村職員に対し、対面とオンライン併用による養成 講座を年1回実施する。

　　　また、犯罪被害者支援に従事する市町村職員から助言、情報提供を求められた場合

　　には、犯罪被害者等の心情に配慮した対応や、業務の参考になる情報をその都度提供

 していく。

（４）相談・情報提供の充実

　　　犯罪被害者等が県条例で規定された支援が十分に受けられるよう、当センターとし

　　て個人情報の保護に留意しつつ、関係機関等に必要な情報を提供していく。

　　　また、早期援助団体として、県警犯罪被害者支援室から情報提供があった事件につい

　　ては、当センターの支援状況をその都度報告し、適時適切に対応していく。

　　　さらに、各警察署単位に設置されている犯罪被害者連絡協議会の開催等に当たって

　　は、当センターからもできる限り職員を派遣し、関係機関との「つながる活動」を推進

　　していく。

（５）県民の理解の推進

県条例の具体的施策について県民の理解を深めるために、広報啓発資料や「被害者支援ノート」等の活用を図っていく。

また、教育委員会や県警が行う「人権教育」や「命の大切さを学ぶ教室」に講師を派遣し、被害者支援の必要性、重要性について訴えていく。

４　広報啓発活動の充実

　　相談件数が減少傾向にあることに鑑み、当センターの支援活動の内容を広く県民に知

　ってもらうため、多彩な広報啓発グッズを製作し配布するとともに、遺族当事者の手記を

　大型パネルに製作し、各種イベント等において展示するなど、広報啓発活動の充実強化に

　努めていく。

５　財政基盤の向上

（１）補助金、賛助会員等の維持向上

　　　支援活動の財政基盤となっている補助金、市町村負担金、個人及び法人からの賛助

　　金、寄附金の維持向上を図るため、当センターの必要性及び支援活動の重要性について

　　機会あるごとに訴えていく。

（２）寄付型自動販売機設置及びホンデリング活動の更なる促進

　　　関係機関・団体、各種企業等の理解と協力を得ながら、寄付型自動販売機の設置促進やホンデリング活動の普及活動を推進していく。

６　機関誌の発行及び各月活動状況の報告

　　年１回発行している機関誌「TOGETHER（トゥギャザー）」について、掲載内容を見

　直し、充実させていく。

　　また、各月毎に開催された研修内容や支援活動状況については、県、県警等の関係機関

　に逐次報告していく。

　　※　年間の月別事業計画は、別紙「令和５年度事業計画書（案）」のとおり